

## 最低賃金の引き上げについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

表題の通り、今年10月1日以降、全国の都道府県で最低賃金の引き上げが行われます。

組合員各社においても、以下の計算に基づき、今一度適正であることの確認を行ってください。

兵庫県	<b>928 円</b>	(9月まで900円:28円引き上げ)	10月1日より
-----	--------------	--------------------	---------

大阪府	<b>992 円</b>	(9月まで964円:28円引き上げ)	10月1日より
-----	--------------	--------------------	---------

特定(産業別)最低賃金については未定です。変更がある場合は例年12月1日から改定されます。

詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

### 最低賃金額以上であることを確認する方法

#### (1) 時間給制の場合

**時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)**

#### (2) 日給制の場合

**日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)**

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

**日給  $\geq$  最低賃金額(日額)**

#### (3) 月給制の場合

**月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)**

#### (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制

その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、

最低賃金額(時間額)と比較

#### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ

上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

労務協会のホームページもご利用ください

労務協会のホームページでは、労務協会通信でお届けしていない情報なども発信しています。

ぜひ、ご活用下さい。 URL:<http://rokyo.net> 「阪神労協」で検索

各種共済制度のお問い合わせ  
お申し込みは、  
労務協会担当者まで!